

《史料》

【1】『香取神名記』大宮司大中臣和雄著、享保一〇年（一七二五）

『香取群書集成』第一卷二二頁

樓門八龍神 古八龍神在樓上

美麗龍王・耳無聞龍王・九頭醜龍王・目無見龍王・天動為龍王  
地動為龍王・雨動為龍王・風動為龍王

【2】『香取志』

権判官小林重規著、天保四年（一八三三）

『香取群書集成』第一卷二〇四頁

末社記ニ曰ク、古八龍神ノ像樓上ニ在リ、慶長御改造之時、神宮  
正殿之大床ニ遷ス也云々、今猶然リ矣、 \*読み下し文とした

【3】『鹿島志』

小僊仗北条時鄰著、文政六年（一八二三）

『神道大系 香取鹿嶋』四七七・四六九頁

\*（ ）内は割書を表す（以下同じ）

①そハ船の形を丸木にて三艘造り、樓門八龍神の御前に備へ（こ  
を空穂舟といへり、虚舟の義也）、そのほとりに神劔・楯板す  
べて神宝の武具を飾りて諸神官列座す。しかして禰宜一人進ミ  
出て行事時と呼に、一同唯々と答て退座。

②八龍神

拜殿の脇二社、樓門の中四體、町の左右二社、すべ

て龍神を八所に祭れ、バ八龍神といへり。此社のこと神道集に  
もしるせり。龍神は闇淤加美・闇御津羽の神にて、伊弉諾尊迦  
具土神を斬給へる時、御刀の手上に集る血手俣より漏出て成ま  
せる神なれば、武甕槌大神とハ御兄弟の神におはせり。

【4】『香取大禰宜家日記』

①②は『香取群書集成』第六卷

③④は同第八卷

①（元禄一三年一月二三日条）（一三五頁）

覚

一、八龍神八躰 御長貳尺五寸、極彩色、但岩座有、内（貳躰  
新調、六躰御修覆）

②（元禄一三年八月二二日条）（一一一頁）

八龍神之像、為修覆不断所迄可遣旨、金剛宝寺方申来ル

③（宝曆六年四月条）（四二六頁）

大床八龍神損候二付、宮之介藏人（国分）兼テ寄進ニ修覆再興致  
度願、先達而申

④（宝曆六年七月七日条）（四二八頁）

宮之介藏人（国分）届有之、今日八龍神再興出来、遷候由、五月  
七日方取懸

【5】「造宮記録断簡」

（『千葉県史料中世篇香取文書』香取神宮文書一三三号）

御遷宮用途雑物等事

（中略）

御弊（幣）八捧并八龍神持楯八枚

（中略）

右件物等、所令奉送如件、

（一一五八）

保元三年十一月十一日

権介苅田「」

前中務承（丞）明「」

【6】「下総国香取社造進注文事」

(『統群書類従』神祇部卷第七〇)

同御遷宮用途雑物事

(中略)

一、御神宝物等

(中略)

御幣八捧。并八龍神柄八尺龍反アリ。

(中略)

右件物等。所令奉送如件。

保元三年十一月十一日

権介苜田

前中務蒸殿

【7】八龍神についての造宮記録・遷宮用途注文等の記載

A 建久八年(一一九七)…「遷宮用途注進状」

(『千葉県史料中世篇香取文書』旧大禰宜家文書九号)

①〔国絹参拾陸疋式丈の内〕

四丈 八龍神帳綱四筋料

②〔細布陸段壹丈の内〕

二丈 八龍神繪書地布料

③〔准布参佰拾壹段の内〕

一段 八龍神六躰御衣料

二丈 八龍神六躰同(纏)料

④〔粗参佰式斛参斗の内〕

八斗 八龍神供料

二石三斗 八龍神繪書料 申神官等□□

十石二斗 雲形四・八龍神六躰大指作料

B 寛元元年(一二四三)…「香取社造宮所役注文写」

(『千葉県歴史資料編中世2』香取要害家文書二号)

一、八龍神社六社 国司御沙汰

一、大楯八龍神 同前(国司御沙汰)

C 寛元二年(一二四四)…「下総国香取社造進注文事」

(『統群書類従』神祇部卷第七〇)

八龍神社六社 国司御沙汰

D 宝治三年(一二四九)…「香取大神宮造宮目録」

(『統群書類従』神祇部卷第七〇)

八龍神社六宇(二宇一間) 五石同(国司)御沙汰

E 文永八年(一二七一)…「造宮記録断簡」

(『県史料香取』香取神宮文書九号)

八龍神六躰

大楯二枚 一枚別八龍神繪書之

F 年未詳…「神輿神宝新造色目注文」

(『県史料香取』香取神宮文書七号)

大楯二枚 一枚別二八龍神繪書之

御旗一流 蟬口二八龍八躰繪書之

G 正和五年(一一三六)…「大禰宜実長訴状写」

(『県史料香取』香取神宮文書一四号)

(前略)御造宮延引依令違期、当神殿朽損之間、御神体御輿并

諸王子以下八龍神御神宝物等、皆以為雨露被侵給之条、冥慮

難測(後略)

【8】「香取社退轉神官等所役所覚書写」

(『千葉県の歴史資料編中世2』香取西光司家文書一五号)  
香取社退轉神官等所役所之事  
(中略)

一、大細工の役ハ、(中略)又ハ三月御幸の神事ハ、亥の日巳の日  
まで社頭ニこもり、御旗八龍神をしやう□申大楯をしたて申、  
同三そこの御舟をかさり、社をつくりたてまつり(後略)  
一、小長手のやく、是ハ毎度御神事ニ御調備を申、(中略)又三月  
御幸ニハ御□(楯力)八龍神持奉「」、(後略)

【9】「香取社宮定」

(『千葉県の歴史資料編中世2』香取大禰宜家文書四四号)  
宮定  
正一位勲一等香取大明神并王子三十余ヶ所左右八龍神等、於  
中殿三月御祭御陣職帳次第等

一、楯札二人 白杖一人 田冷

(中略)

右、件御船遊陣職帳次第、任恒例被定置注進如件、

(二五二九)

享祿二年(己丑)三月九日 案主(花押)

田所(花押)

(署判五名分：略)

大禰宜散位大中臣実之(花押)

大宮司散位大中臣国房(花押)

【10】「諸社人連名起請文」

(『千葉県史料中世篇香取文書』旧大禰宜家文書二七五号)  
御訴訟申上候壹儀、於此上も御無沙汰有間敷候、

当社大明神并左右之八龍神等の御□(罰力)かふむるへく候、仍為  
後日一札如件、

権禰宜 物申祝 行事禰宜 権介 分飯司 土器 源太祝  
佐原□□(禰宜) 大神主 幣所 中はうり(祝)  
二郎□□(神主) 四郎神主 小長手 おけはた  
中平神□(主) 擬はうり(祝) 五郎祝 はさまたけんしやう  
(迫田兼杖) □□ 丁古けんきう(檢杖) おりはたおさ(織  
幡長) かちやけんしやう(鍛冶屋檢杖) 録司代 田所  
案主

諸社人

天正廿年(壬辰)二月十四日

敬白

【11】「行事禰宜等六人衆起請文」

(『千葉県史料中世篇香取文書』旧大禰宜家文書二七六号)  
申合候壹儀、於此上も御ちよさい申間敷候、若御ふさた申二つ  
ゐいてハ、

当社大明神王子卅よヶ所左右之八龍神の御はつ(罰)をかふむるへ  
く候、

九郎右衛門 與右衛門  
八郎衛門 彌四郎  
源次左衛門 行事禰宜

以上六人之衆壹末(味)申、御前を守申へく候、

天正廿年(壬辰)二月十七日

【12】「大禰宜長房訴状」

（『千葉県史料中世篇香取文書』旧大禰宜家文書八九号）  
下総国香取太神宮大禰宜長房謹言上

（中略）

右於当社領等、地頭代胤幹、恣年來押領之間、連々雖申子細、曾不承引、只誇守護之權威、寄事於左右、結句相語実持実秋等、去貞治四年正月四日、翌年二月十一日、迄于兩度、引率多勢押寄宮中、依令放火仮●（\*女偏に旁が盛の字、読みは「あさめ」）殿、  
（御供所）并神主神官等在所、類火既欲移神殿之間、奉出神輿之處、忽射立申箭訖、其外切碎八龍神木像上者、神人殺害刃傷不可勝計、（後略）

（一三七二）

応安五年十一月 日

【13】「香取社末社帳写」（抄出）

（『千葉県の歴史資料編中世2』香取文書諸家雜集三五号）

（表紙）

（二七二五）

「享保十巳年葉月七日 香取宮末社帳」

楼門八龍神 東西廻廊（廊）

【14】『香取私記』久保木清淵著、文政二一年（一八二八）頃

『香取群書集成』第一卷一六三頁

八龍神八座 渡殿に鎮座、是宮場鎮護の靈なり、享祿二年、軍神

祭神職帳、司召歴名卷等に見ゆ、